

京都市人権文化推進協力企業感謝状贈呈要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人権尊重を基盤とした企業活動や企業内における人権尊重の気風の醸成に主体的かつ積極的に取り組む企業のうち、本市の人権施策に理解を示して積極的に協力し、その功績が顕著な企業に感謝状を贈呈することにより、人権課題の解決に向けた様々な実践活動の更なる普及の促進を図り、人権課題に取り組む企業のすそ野を広げることを目的とする。

(贈呈の対象)

第2条 贈呈の対象は、市内に活動の拠点を置く企業で、本市が開催する企業向け人権啓発講座その他の啓発活動において、自社における人権課題の解決に向けた先進的な取組事例（以下「取組事例」という。）を紹介し、その内容が簡潔、明瞭で分かりやすく、他社への広がりが期待できると認められる企業とする。

ただし、取組事例の内容において、過去に本市から表彰や認定等を受けている企業は対象としない。

(贈呈の内容)

第3条 市長名の感謝状を贈呈する。

(贈呈の取消し)

第4条 市長は、取組事例の内容が虚偽であった場合のほか、明らかに本制度の趣旨に反するなど、被贈呈者に感謝状を贈呈したことが不適当であると判断した場合は、贈呈を取り消すことができる。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は文化市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。